

生成 AI 知財 プリンシプル・コード

内容・反響／評判・今後の課題

2026 年 8 月 25 日の正式公表を受け、制度の全体像、
公表直後および策定過程の評価、実効性確保に向けた論点を整理

調査基準日時	2026 年 8 月 26 日 18:05（日本標準時）
対象資料	公式本文・具体例、検討会資料、意見提出、報道・論評、EU 一次資料
資料の性格	公表翌日の速報的調査。公表後の評価は今後増える可能性がある

ChatGPT Work

※ 本報告は公開情報に基づく政策・実務分析であり、個別案件の法的助言ではありません。

エグゼクティブ・サマリー

結論

本コードは、生成 AI の学習・提供過程を『見える化』し、権利者・利用者との対話の入口を設けた点で重要な前進である。一方、任意参加、政府による内容審査なし、URL 等に限定された照会、技術的追跡可能性の不足により、単独で侵害救済を完成させる制度ではない。成否は、主要海外事業者を含む参加率、開示の比較可能性、照会の回答品質、苦情後の是正という運用実績で決まる。

- 法的性格**：法的拘束力のないソフトロー。『実施する、又は実施しない理由を説明する』コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用。営業秘密・安全性／セキュリティ情報の強制開示は求めない。[2]
- 対象**：公衆向けに生成 AI を実質的に提供する開発者・提供者。日本向けに提供する国外事業者も含むが、純粋研究、一定の限定利用、部分受託、侵害出力リスクが著しく低いサービス等は除かれる。[2]
- 三つの原則**：①モデル・データ・責任体制・知財保護措置の概要公開、②法的手続を行う／準備する権利者等からの限定照会への回答、③AI で生成した利用者からの限定照会への回答。[2][3]
- 評価の構図**：権利者側は『重要な第一歩だが任意では弱い』、事業者・OSS 側は『目的には賛同するが負担・技術的不可能性・営業秘密への影響が大きい』と評価。方向性への賛同と、手段への対立が併存する。[10]–[15]
- 直近の重点**：共通開示様式、照会 SLA と秘密保持、対象判定 FAQ、SME 支援、参加・回答品質の KPI を先に整備し、運用実績を見て限定的な法制化を検討する段階的アプローチが妥当。

総合評価（5 段階）

評価軸	評価	理由
透明性の設計	4 / 5	モデル、学習・検証・RAG データ、クローラ、責任体制、知財措置を広く対象化
権利救済への有用性	2 / 5	照会対象・要求者・利用目的が限定され、作品そのものの学習事実を証明する制度ではない
事業者の実装可能性	3 / 5	柔軟な説明を許すが、来歴・ログ・照会対応は小規模事業者ほど重い
執行・実効性	2 / 5	任意参加、罰則なし、事務局は届出内容を審査しない。市場評価に依存

評価軸	評価	理由
国際整合性	3 / 5	EU と目的は近いが、対象層・法的効果・様式・監督構造が異なる

評価は本報告による政策分析であり、公式評価ではない。

本報告の読み方

正式公表から約 1 日しか経っていないため、『公表後の反応』と『案に対する意見・最終案への反応』を明確に分けた。8 月 26 日 18:05 までに、主要 AI 事業者・主要権利者団体による最終版の正式な受入れ表明は、各団体・各社の公式公開ページとドメイン検索では確認できなかった。これは不参加を意味せず、届出開始時期も未定である。[1][2]

1. 公表の背景と制度の位置づけ

1.1 公表までの経緯

時期	出来事	意味
2025/12/26	コード案の意見募集開始	生成 AI の透明性・知財保護をソフトローで具体化
2026/1/26	意見募集終了	計 2,161 件。権利者・事業者の意見対立が顕在化
2026/4/21・23	第 11・12 回検討会	団体ヒアリング、論点・修正方向を検討
2026/8/18	第 13 回検討会	パブリックコメントを踏まえた最終案・具体例を提示
2026/8/25	正式版を公表	題名から『（仮称）（案）』が外れ、14 頁の本文と具体例を公開
今後	受入れ届出・一覧公表	開始時期は別途告知。運用実績を踏まえて見直し

意見募集には 2,161 件が寄せられ、担当大臣も『2,000 を超える多くの意見』を精査し丁寧に調整する必要を述べていた。[5][7] 最終版は、非拘束性と機微情報保護を明記し、対象外類型を具体化する一方、原則 2・3 の照会枠組みを残した。

1.2 何を変え、何を変えないのか

変えること	変えないこと
事業者が公開・説明する情報の標準を提示	著作権法 30 条の 4 等の解釈や要件そのもの
権利者・利用者が照会するための自主的な窓口を形成	裁判上の証拠開示・侵害判断・損害賠償の法的ルール
受入れ企業を一覧化し、市場・取引先の評価材料にする	受入れによる適法性の保証、免責、政府認証
robots.txt 等の尊重を望ましい行動として位置づけ	robots.txt を著作権法上の包括的な拒否権にすること

法務上の注意

コードへの対応は、適法性を自動的に証明しない。逆に、コードに参加しないことだけで直ちに著作権侵害になるわけでもない。『法的最低線』と『信頼確保のための上乘せ行動』を分けて管理する必要がある。[2][8][21]

1.3 AI 事業者ガイドラインとの関係

AI 事業者ガイドライン第 1.2 版は、開発者・提供者・利用者のライフサイクル全体を対象とする任意のリスク管理指針である。[9] 本コードは、その中の知的財産保護、データ来歴、透明性、苦情・照会対応を深掘りしたものと理解できる。企業実務では、二重の委員会・二重の報告書を作るのではなく、同一の AI 台帳、責任者、ログ、外部公表ページから両方へマッピングする方が合理的である。

2. 適用対象と対象外

2.1 対象となる主体

対象は、生成 AI システムを公衆（不特定又は特定多数）に実質的に提供した『生成 AI 開発者』と、生成 AI を組み込んだサービスを公衆に提供した『生成 AI 提供者』であり、総称して『生成 AI 事業者』とされる。営利・非営利、法人・個人を問わず、日本向けに提供する国外事業者も含む。[2]

類型	原則的な扱い	判断ポイント
基盤モデルを公開・提供	対象	公衆に実質的に利用可能か、提供主体としての支配があるか
基盤モデルを組み込んだ業界特化 SaaS	対象になり得る	下流事業者は自ら追加・変更した部分を中心に対応
国外の生成 AI サービス	対象	日本に向けた提供か。拠点の有無だけでは除外されない
社内で生成 AI を利用するだけの一般企業	通常は対象外	他社・公衆に生成 AI サービスを提供していないか

2.2 主な対象外類型

6. 公衆に提供せず、研究開発だけを行う者。
7. 構築・検証・運用支援の一部だけを受託し、納入又は役務提供する者。ただし、実質的な提供者であれば名称にかかわらず除外されない。
8. 一法人・個人又は特定グループの許諾済みデータだけで特化し、データ提供者、同グループ又は指定された限定者だけに提供する場合。
9. 第三者の権利を侵害する生成物を出すおそれが著しく低いシステム。例として、既存著作物の創作的表現を直接感得できない出力、統計・推論結果にとどまる出力が極めて高い頻度であるものが示される。

境界事例

『業界特化』『社内向け』『低リスク』というラベルだけでは対象外にならない。提供先、使用データ、出力の知覚可能性、下流で加えた学習・RAG・UI・安全措置への支配を、サービス単位・モデル版単位で記録する必要がある。

3. 運用方式：コンプライ・オア・エクスプレイン

10. **受入れ表明**：事業者は自社サイト等でコードを受け入れる旨を公表する。
11. **実施状況の公表**：原則ごとに実施事項を示し、実施しない場合は理由を説明する。
12. **事務局への届出**：所定の様式で届け出る。届出開始時期は 8 月 25 日時点で別途告知とされる。
13. **一覧化**：事務局は届出事業者と各社公表ページへのリンクを掲載する。
14. **見直し**：事業者は原則毎年、内容を見直し、更新を公表する。コード自体も運用・技術・国際動向を踏まえて改定され得る。

説明として足りる／足りない例

ケース	評価の方向
『回答体制がない』だけを記載	不十分。規模等を踏まえ、整備内容と完成時期まで説明する必要
利用規約で照会を制限していることだけを記載	不十分。なぜ制限が必要かを別途説明
技術的に確認不能で、構造・保有ログ・合理的代替を根拠付きで説明	エクスプレインが成立し得る
営業秘密・安全性を理由に粒度を下げ、開示可能な集計情報と理由を示す	成立し得るが、機微情報という抽象的ラベルだけでは比較可能性が低い

事務局は届出内容を審査せず、第三者からの照会にも回答しない。[2] したがって、説明の妥当性は、権利者、利用者、取引先、調達主体、投資家などが読むことを通じて評価される。これは柔軟性の源泉であると同時に、評価主体が動かなければ規律が弱まる構造でもある。[20]

4. 三つの原則—内容と実務上の意味

原則	誰に何を求めるか	主な限界
原則 1	全対象事業者が、モデル・データ・責任体制・知財保護措置を一般公開	概要開示。営業秘密等の強制開示ではない
原則 2	法的手続を行う／準備する権利者等からの限定照会に回答	指定 URL 等が対象。作品そのものの学習証明ではない
原則 3	その AI で生成した利用者からの限定照会に回答	回答を訴訟・調停・ADR に使わない誓約が必要

4.1 原則 1：一般公開

誰でも閲覧できる自社サイト等で、次の事項と知財保護措置の実施状況を『概要』として開示する。[2][3]

開示群	主な内容
使用モデル	名称・識別子・版、来歴・更新、アーキテクチャ／設計、第三者ライセンス、利用規定、訓練方法
学習・検証データ	データの類型・取得形態。ウェブクロール、公開／非公開データセット、第三者提供、合成データ、RAG 用データ等
クローラ	目的、収集期間、名称・識別子、第三者クローラの利用等
アカウントビリティ	意思決定の追跡可能性、責任者、開発者・提供者間の分担、文書化、ステークホルダー対応
知財方針・体制	社内原則、責任体制、年 1 回以上の見直しと概要公開
データ取得・記録	他者 IP の非侵害、paywall・robots.txt 等への対応、ユーザーエージェントの公開・変更通知、ログ保持、海賊版回避
出力・利用段階	侵害出力の抑制、電子透かし・C2PA 等、利用者への注意、苦情窓口・受付基準・対応記録

重要な区別

電子透かしや C2PA は、生成物の由来・編集履歴を示す技術であり、学習データが適法であること、出力が著作権を侵害しないこと、内容が真実であることを保証しない。『学習データの来歴』と『生成物の来歴』は別の管理軸である。

4.2 原則 2：権利者等からの照会

要求者は、対象コンテンツについて自己の権利又は法律上保護される利益を実現するため、訴訟、調停、ADR 等の法的手続を現に行う又は準備する者、その弁護士等である。次の三要件をすべて満たす必要がある。[2]

15. 要求者に該当する理由を示す。
16. 回答の利用目的を示し、目的外利用をしないと誓約する。
17. 照会する URL 等と、回答を求める理由を特定する。

回答範囲は、学習・検証データに『照会 URL 等の情報（事業者が容易にアクセス・確認可能なもの）』が含まれるか、提供者が回答できなければ使用モデルの開発者名を示すこと等である。典型例は、当該 URL のドメインがクロール対象又は第三者データの取得源に含まれるかの確認であり、作品そのものが学習された事実を完全に立証する制度ではない。数値による期限はなく、合理的期間内の速やかな回答を求める。濫用防止の合理的な手数料・回数制限は許容される。

4.3 原則 3：生成 AI 利用者からの照会

当該生成 AI でコンテンツを生成した利用者が、類似する既存コンテンツを懸念した場合の照会ルートである。次の三要件を満たす必要がある。[2]

18. 生成物と、それを生成したプロンプトを提出する。
19. 利用目的を示し、目的外利用に加え、訴訟提起・調停申立て・ADR 申立てに使わないと誓約する。
20. 比較対象のコンテンツが掲載された URL 等と、回答を求める理由を特定する。

回答範囲は原則 2 と同様であり、指定 URL 等が学習・検証データに含まれるか、回答できなければモデル開発者名を示すこと等である。利用者の事前確認を助ける一方、得た情報を後日の法的防御に使えない可能性があるため、目的外利用条項の明確化が課題となる。[20]

4.4 原則 2・3 を過大評価しない

できること	できない／保証しないこと
特定 URL・ドメイン等が取得対象・出所に含まれるかを照会	モデル内部から特定作品の学習寄与を逆算して証明
提供者が答えられない場合、基盤モデル開発者を特定	基盤モデル開発者が必ず回答することの法的強制
利用者が類似出力の懸念を確認する端緒	法的な類似性・依拠性・侵害の判定
自主的な記録・回答プロセスの標準化	民事訴訟上の証拠収集手続の代替

5. 反響・評判

時点に関する留保

公表後約 1 日のため、最終版に対する当事者の正式評価はまだ薄い。以下は、①公表後の報道・論評、②最終案への直前意見、③意見募集段階の利害関係者意見を分けて示す。②③を最終版への正式回答として扱わない。

5.1 政府・報道の受け止め（公表後）

主体／媒体	主な受け止め	本報告の読み方
政府	技術進歩と知財保護を両立し、安全・安心な利用環境と好循環を期待。罰則を置かず萎縮を避ける	政策目的の説明。実効性は今後の参加・運用で検証
ITmedia AI+	三原則、非拘束性、受入れ事業者の一覧化を事実中心に紹介	中立的な制度紹介
FNN	知財保護とイノベーションの両立、罰則なしという政府判断を報道	政府発表に近い初動報道
共同通信系	実効性と海外事業者の履行が課題。権利者と企業秘密の懸念を併記	中心的な政策トレードオフを簡潔に提示
読売新聞社説	一歩前進だが不十分。法制化・罰則や著作権法 30 条の 4 の見直しを求める	権利保護を重視する編集論。社会全体の総意ではない

5.2 権利者・クリエイター側（主に意見募集段階）

日本新聞協会は、透明性確保と知財保護措置を『一歩前進させる重要な内容』として支持する一方、任意規範では海外事業者を含む履行が不透明とし、改善がなければ迅速な法制化、政府調達等のインセンティブ、RAG データ・データセット特定情報、より実効的な照会を求めた。^[10]

NAFCA は、知財と将来のクリエイターを守る『重要な第一歩』として大枠で賛成し、コンプライ・オア・エクスプレインの不十分例を明確にした点を強く支持した。他方、抽象的で事業者ごとに粒度の違う開示では権利行使に使えないとして、『権利行使に資する透明性』を要求した。^[11]

共通する評価は、透明性と窓口を設けた方向性への支持である。共通する不満は、参加の任意性、照会対象の狭さ、海外事業者への実効性、開示の比較可能性である。

5.3 AI・ソフトウェア・OSS 側（最終案直前／意見募集段階）

BSA は 8 月 20 日の修正版意見で、非拘束性、機微情報の保護、企業専用・受託等を除く対象縮小を『前向きな改善』として歓迎した。一方、①『知財権を侵害しない』という表現が適法な学習まで違法と誤解させ得る、②原則 2・3 は出力問題と学習入力を不適切に結び、既存救済・証拠手続を迂回し、負担・防御権・濫訴の問題を生むとして削除を要求、③来歴表示は『合理的に実行可能な範囲』とすべき、④年次見直しを 5 年周期にすべき、と主張した。[12] これは BSA としての意見であり、会員各社の最終版受入れを示すものではない。

AIGA は目的に賛同しつつ、事実上の開示圧力、国際競争力、対応する事業者だけが負担する不均衡、既存の AI 事業者ガイドラインとの重複、API 利用者など制御範囲が小さい事業者への一律適用を懸念した。[13] CCIA は、細粒度開示の営業秘密リスク、巨大モデルでのソース単位帰属の技術的困難、著作権法上のデータ分析政策を不安定化させる可能性を指摘した。[15]

OSG-JP は、任意でも事実上の規制となり得ること、一般目的のライブラリ・フレームワーク・再配布者まで巻き込む懸念、URL 照会の技術的過負担、複数の『可能な限り』措置が累積して参入障壁になることを指摘し、比例性、役割限定、モデルカード等の既存媒体の利用を求めた。[14]

5.4 公表直後の専門家論評

公表当日の一論考は、コンプライ・オア・エクスプレインが機能するには『説明を読み、取引・利用・投資等を変える評価主体』が必要だと指摘した。最終版では政府が一覧とリンクを掲載するだけで内容を審査しないため、市場が評価主体となる。また、原則 2 は法的手続を準備する者に限定され、証拠が乏しいから照会したい権利者には循環的なハードルとなり得ること、原則 3 の回答を後の法的防御に使えるかが不明確であることを問題視した。[20] これは有力な論点提示だが、単独の論考であり、広範な世論調査ではない。

5.5 反響の総括

おおむね一致	対立が大きい	まだ分らない
透明性、責任窓口、海賊版回避、苦情対応は必要	照会範囲、法的強制、開示粒度、robots 等の意味	主要事業者の受入れ率・国外事業者の参加
営業秘密・安全性を守る必要	どこまでを機微情報として非開示にできるか	開示の比較可能性と第三者評価の成熟
技術進歩と知財保護の両立が目標	負担の比例性と権利救済の実効性の配分	照会回答率、所要日数、苦情後の是正効果

6. 国際比較—EU から見える設計上の違い

EU AI Act 53 条は、汎用 AI（GPAI）モデル提供者に対し、EU 著作権法遵守方針と学習コンテンツの十分に詳細な公開要約等を法的義務として課す。学習内容要約は欧州委員会の共通テンプレートを使うことが義務で、2026 年 8 月 2 日から執行権限・罰金が適用される。[24][25]

EU の GPAI Code of Practice 自体は任意だが、AI Act 上の法的義務への適合を示す実務手段として欧州委員会・AI Board が適切と認め、透明性、著作権、安全・セキュリティの章、モデル文書様式、署名者タスクフォース、定期見直しを備える。[23]

観点	日本コード	EU
法的基盤	コード自体は非拘束。罰則なし	AI Act 53 条の義務は拘束的。コードは遵守手段
対象	公衆向け生成 AI の開発者・提供者。アプリ層も含み得る	主に GPAI モデル提供者。下流への文書提供義務も別途
公開様式	具体例はあるが統一必須テンプレートではない	学習内容要約の委員会テンプレートが必須
個別照会	権利者・利用者向けの原則 2・3 を設置	公開要約・当局監督が中心。本コードと同型の個別照会ではない
監督	事務局は届出内容を審査しない	AI Office が監督・執行。秘密情報の提出経路も整備
更新	事業者公表は原則毎年。コードは運用等に応じ必要時に改定	要約は追加学習時に原則 6 か月以内等。GPAI コードは少なくとも 2 年ごとにレビュー

比較から得られる示唆

EU をそのまま移植する必要はない。ただし、①公開情報と当局・監査人向け秘密情報を分ける、②共通様式で比較可能にする、③モデル提供者と下流提供者の責任を分ける、④参加・遵守の評価主体を明確にする、という設計は日本の実効性向上に有用である。

7. 総合評価：強みと限界

7.1 強み

21. 対立を『開示と説明』へ転換：学習を全面許諾制又は全面自由の二択にせず、取得・提供・出力対策を可視化して市場・契約上の評価につなげる。
22. 対象をバリューチェーンで捉える：基盤モデルだけでなく、RAG や追加学習を行う提供者にも、自ら制御する部分の責任を促す。

23. **データから苦情処理まで一体化**：来歴、クローラ、ログ、出力抑制、利用者周知、苦情窓口を同じ原則で結ぶ。
24. **技術変化に追従しやすい**：非拘束の原則と具体例を分け、技術・国際動向に応じて更新できる。

7.2 限界

25. **参加・説明の実効性**：届出を審査せず、主要事業者が参加しない場合の直接的な手段がない。詳しく開示する者だけが批判・訴訟リスクを負う逆選択もあり得る。
26. **技術的な追跡限界**：巨大データセット、転載・ミラー、第三者データ仲介、既存モデルでは、URL 単位の来歴を保持していない場合がある。
27. **照会の循環性**：権利者は法的手続の準備を示す必要があるが、その準備のために学習の手掛かりを求める場合がある。
28. **利用者の防御利用**：原則 3 は法的手続への利用を誓約で禁じるため、善意の利用者が後に警告を受けた際の防御との関係が不明確。
29. **法的意味の混同**：robots.txt 尊重や知財非侵害措置は望ましい行動だが、その不実施だけで直ちに 30 条の 4 の要件違反とは限らない。
30. **小規模事業者への累積負担**：年次公開、ログ、照会、苦情、来歴、C2PA 等をすべて個社で実装すると参入障壁になり得る。

8. 今後の課題と提言

課題は『透明性を増やすか減らすか』ではなく、誰に、どの粒度で、どの秘密保持の下で、何を比較・検証可能にするかである。以下を優先度順に整理する。

優先	課題	提言	成果指標の例
A	任意性と実効性	主要サービスを母集団化し、受入れ率だけでなく開示充足・回答品質を公表。調達・助成で加点し、低実績なら限定立法を検討	主要サービス受入れ率、国外参加率、開示充足率
A	共通開示様式	モデル／データ／RAG／クローラ／知財措置を役割別テンプレート化。機械可読版も用意	更新期限遵守率、項目比較可能率
A	照会手続	標準申請書、本人・権利確認、回答期限、手数料、件数上限、再審査、秘密保持、濫用防止を具体化	回答可能率、中央値・95%回答日数、再審査件数
A	法との関係	30 条の 4、文化庁見解、AI 事業者ガイドラインとの公式対照表と RAG／LoRA／海賊版等の FAQ を作成	対象判定・法解釈の照会件数減少
A	中小・OSS 支援	規模・利用者数・制御範囲に応じた段階化、共通窓口・来歴ツール・監査支援を提供	年間対応時間・費用、利用支援件数

優先	課題	提言	成果指標の例
B	営業秘密・安全性	一般公開、本人確認済み権利者への NDA 付き情報、当局／監査人向け詳細情報の三層開示	非開示理由の標準化、情報漏えい件数
B	データ来歴	データセット版、取得元・日時、ライセンス、権利留保信号、加工履歴、ハッシュを結ぶ台帳を整備	来歴保持率、確認不能理由の監査可能率
B	出力対策の評価	文章・画像・音声・コード別に完全／近似再現テストを標準化し、対策前後の差を測る	再現率、苦情後の再発率、是正日数
B	国際相互運用	EU の学習内容要約・モデル文書、広島 AI プロセス、ISO/IEC 42001 等とのクロスワーク	重複報告時間、共通項目再利用率
C	制度の段階的強化	一定期間後、参加・回答・是正が低水準なら、基本的開示、窓口、記録保存に限った法的義務を検討	事前に公表した閾値の達成状況

8.1 来歴台帳は URL だけでは足りない

転載、ミラー、海賊版、第三者データセット、API 取得では、原作品の URL と実際の取得元が一致しない。将来の学習については、データセット／版、取得元、収集日時、クローラ、利用条件、権利留保信号、加工・重複除去、提供者、ハッシュを結ぶ来歴台帳が必要である。過去モデルに完全な追跡を当然視せず、『何が、なぜ確認不能か』を監査可能にすることが現実的な移行策となる。

8.2 三層開示で透明性と秘密を両立

層	相手	情報の例
公開層	一般利用者・取引先	モデル版、データ類型、主要取得源、クローラ、知財方針、苦情窓口、集計指標
限定層	本人確認済み権利者等	指定 URL の照会結果、取得時期・経路の範囲、NDA 付き補足
監査層	当局・独立監査人	詳細なデータ台帳、契約・フィルター・テスト結果、非開示理由の裏付け

8.3 KPI で『受入れ表明』から『結果』へ

31. 日本市場の主要生成 AI に占める受入れ率、国外事業者の参加率。
32. 開示項目の充足率、更新期限遵守率、エクस्पライン理由の類型。
33. 照会の回答可能率、回答日数の中央値・95 パーセンタイル、拒否理由、手数料、再審査件数。
34. robots・paywall・海賊版回避のサンプル試験合格率。
35. 完全・近似再現テストの発生率と、対策後の減少率。

- 36. 苦情件数、理由ありと認定された割合、解決日数、同種再発率。
- 37. 開示に起因する営業秘密・セキュリティ事故件数。
- 38. 中小・個人事業者の年間対応時間・費用。

評価原則

受入れ事業者数だけを成功指標にすると、形式的な届出を促す。『参加』『情報の質』『照会』『是正』『負担・副作用』をセットで測り、匿名集計と主要サービス別公開情報を分けて公表すべきである。

8.4 法制化は二者択一ではなく段階化

直ちに包括的な罰則法へ移るか、任意規範のまま固定するかの二択ではない。まず、共通様式、調達インセンティブ、独立確認、KPI を導入する。その上で、主要事業者の参加率、照会回答、苦情是正が事前に定めた閾値を下回る場合に、基本的な学習内容要約、連絡窓口、記録保存等だけを法的義務とする。営業秘密の詳細や技術的に不可能な事項を一律公開させない限定立法が、予見可能性と比例性の点で望ましい。

9. 企業・権利者の実務アクション

9.1 生成 AI 開発者・提供者

時期	実施事項
今すぐ	サービス単位で対象該当性と役割を判定。基盤モデル、追加学習、RAG、クローラ、ログ、外部データ契約を棚卸し
30 日以内	原則 1 の公表ドラフト、非開示基準、知財責任者、苦情窓口、照会 SOP、基盤モデル開発者へのエスカレーションを整備
60～90 日	URL／ドメイン照会の検索可能性をテスト。回答不能の技術根拠、手数料・回数上限、本人確認、NDA、記録保持を決定
継続	モデル版・RAG 索引・データセット更新時に台帳と公表を同期。再現テスト、苦情・是正 KPI、取締役会等への報告を年次見直しに接続

9.2 生成 AI を導入する一般企業

- 39. ベンダーデューデリジェンスに、コード受入れの有無だけでなく、原則ごとの実施・説明、更新日、基盤モデル、苦情・照会窓口を入れる。
- 40. 契約で、モデル・データ・RAG 変更の通知、照会協力、ログ保持、第三者請求時の役割、知財補償の範囲、秘密情報の取扱いを定める。

41. 自社が追加学習・RAG・外部提供を行う場合、単なる『利用者』ではなく『提供者』に該当し得るため、サービス設計変更のゲートで再判定する。
42. 出力の利用可否はコード受入れだけで判断せず、類似性確認、出典・ライセンス確認、重要用途での人手レビューを維持する。

9.3 権利者・コンテンツ事業者

43. 作品・掲載 URL・公開日・権利帰属・ライセンス・robots 設定を台帳化し、ミラーや転載先も可能な範囲で記録する。
44. 類似出力を発見した場合、サービス名・モデル版、日時、アカウント、プロンプト、生成物、比較対象、画面・URL を改変せず保存する。
45. 原則 2 を使う前に、要求者資格、法的手続の準備、目的、照会 URL、理由、秘密保持を整理し、一般的な『私の全作品を学習したか』という照会と区別する。
46. robots.txt は有用な意思表示・技術的信号だが万能ではない。サイト管理者、投稿プラットフォーム、契約・ライセンス、集中管理団体等の複数経路を組み合わせる。

10. 今後 12 か月の見通し

シナリオ	兆候	示唆
定着	主要国内外事業者が受入れ、共通的な開示粒度と照会実績が形成	調達・契約で事実上の標準となり、法制化圧力は低下
形式化	届出は増えるが、抽象的説明・低い回答率・長い回答期間	第三者確認、共通様式、KPI、インセンティブが必要
分断	権利者は弱すぎる、事業者は重すぎるとして双方が利用しない	原則 2・3 の再設計、秘密保持付き照会、比例性の明文化が必要
法制化へ	主要海外事業者の不参加、重大紛争、権利者救済の低実績	基本開示・窓口・記録保存に絞った段階的立法を検討

最終所見

本コードの価値は、すべての侵害を防ぐことではなく、これまで見えなかったモデル・データ・責任・苦情処理を比較可能な情報に変える点にある。その価値を現実にするには、一覧掲載ではなく、回答可能性・是正・負担まで測り、技術的にできる範囲を毎年更新する運用が不可欠である。

参考資料・出典

本文中の「番号」は以下に対応する。URL は 2026 年 8 月 26 日に最終確認。公式サイトの一部は移転・更新により直接表示できない場合がある。

- [1] 知的財産戦略本部「お知らせ」（2026 年 8 月 25 日公表） [URL](#)
- [2] 内閣府知的財産戦略推進事務局「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」 [URL](#)
- [3] 同「概要開示対象事項 具体例」 [URL](#)
- [4] AI 時代の知的財産権検討会（第 13 回）議事次第・資料（2026 年 8 月 18 日） [URL](#)
- [5] AI 時代の知的財産権検討会（第 11 回）議事録（パブリックコメント 2,161 件） [URL](#)
- [6] e-Gov「プリンシプル・コード（仮称）（案）」意見募集（2025 年 12 月 26 日～2026 年 1 月 26 日） [URL](#)
- [7] 小野田内閣府特命担当大臣記者会見要旨（2026 年 4 月 24 日） [URL](#)
- [8] 文化庁「AI と著作権」・『AI と著作権に関する考え方について』 [URL](#)
- [9] 総務省・経済産業省「AI 事業者ガイドライン第 1.2 版」 [URL](#)
- [10] 日本新聞協会「プリンシプル・コード（仮称）（案）に対する意見」（2026 年 1 月 26 日） [URL](#)
- [11] 日本アニメフィルム文化連盟（NAFCA）「同案に関する意見」（2026 年 1 月 22 日） [URL](#)
- [12] BSA | The Software Alliance, Amended Draft Principle Code comments（2026 年 8 月 20 日） [URL](#)
- [13] AI ガバナンス協会「同案に対して意見を提出」（2026 年 1 月 26 日） [URL](#)
- [14] Open Source Group Japan「生成 AI プリンシプル・コード（案）への意見」（2026 年 2 月 1 日） [URL](#)
- [15] CCIA, Comments on Japan's Draft Principle-Code（2026 年 1 月 26 日） [URL](#)
- [16] ITmedia AI+「政府、生成 AI の学習データ開示など求める『プリンシプル・コード』公表」（2026 年 8 月 25 日） [URL](#)
- [17] FNN プライムオンライン「生成 AI の知財保護へ行動規範」（2026 年 8 月 25 日） [URL](#)
- [18] 共同通信／神戸新聞「生成 AI の学習データ開示促す」（2026 年 8 月 25 日） [URL](#)
- [19] 読売新聞社説（Livedoor 配信）「AI 基本原則 これぞ知的財産を守るのか」（2026 年 8 月 25 日） [URL](#)
- [20] 『コンプライ・オア・エクスプレインの移植／生成 AI 知財プリンシプル・コード』（2026 年 8 月 25 日） [URL](#)
- [21] 三宅法律事務所「生成 AI 知財プリンシプル・コード～実務への影響と対応」（2026 年 8 月 19 日） [URL](#)
- [22] ユアサハラ法律特許事務所「最終案の修正の検討」（2026 年 8 月 20 日） [URL](#)
- [23] European Commission, General-Purpose AI Code of Practice [URL](#)
- [24] European Commission, Template for GPAI providers to summarise training content [URL](#)
- [25] Regulation (EU) 2024/1689 (AI Act), Article 53 [URL](#)

調査上の留保

- 47. 反響は公表翌日までの速報的な把握であり、主要事業者・団体の正式声明、受入れ届出、運用実績は今後追加される。
- 48. 案・最終案への意見は、正式版への支持又は不支持を当然に意味しない。本文では日付と段階を区別した。

49. 新聞社説・個人論考は特定の編集・専門的立場を示すもので、世論全体の代表値ではない。
50. 技術的措置の効果、法的評価、対象該当性は、モデル、データ、提供形態、契約、具体的出力により異なる。